

出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 基本財産の処分
  - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面決議等)

第21条 社員総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

- 2 社員は、他の社員を代理人として、当該代理人によってその議決権を行使することができる。
- 3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
- 4 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に署名押印する。

(会員への通知)

第24条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

## 第5章 会 員 総 会

(構成)

第25条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第 26 条 定時会員総会は、定時社員総会終了後に開催し、定時社員総会の報告を行う。会員は、役員に対して質問することができる。

(会員総会の運営)

第 27 条 会員総会の運営は、会員総会を開催する都道府県の有床診療所協議会が所管する。

## 第 6 章 役 員

(種類及び定数)

第 28 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 30名以内  
監事 2名以上5名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を最高顧問、1名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事、理事のうち1名を広報担当、1名を会計担当とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、最高顧問、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事をもって一般社団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事、監事、理事長、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事及び最高顧問の選任の方法)

第 29 条 理事及び監事は、社員総会において別に定める規則に従い、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事は、理事会の決議によって会員の中から選定する。
- 3 最高顧問は、原則として前会長が就任し、理事とする。

(理事及び監事の資格制限)

第 30 条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- 2 当法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係のある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人

の業務を分担執行する。

- 4 専務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。
- 5 会計担当理事は、理事会で分掌された任務を行う。
- 6 広報担当理事は、理事会で分掌された任務を行う。
- 7 最高顧問は、理事長を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第 33 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 理事及び監事については、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に欠けるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(理事及び監事の解任)

第 34 条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事を解任する場合は、総社員の過半数以上の出席する社員総会で出席社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- 3 第 1 項又は前項の場合は、社員総会の決議による前に、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 理事長、副理事長、専務理事、最高顧問は、理事会の決議によって解任する。
- 5 正当な理由がなく理事及び監事の職務にあった者が理事会を 1 年以上連続で欠席したときは、解任する。

(報酬等)

第 35 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める規則による。

(名誉会長)

第 36 条 理事長は、理事長の職にあった者を、名誉会長に委嘱することができる。

- 2 名誉会長は、理事長に助言することができる



- 3 名誉会長の任期は、理事長の任期による。
- 4 名誉会長には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

- 第 37 条 当法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の業務の運営に関する事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べ助言を行う。
  - 3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
  - 4 顧問の任期は、理事長の任期による。
  - 5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
  - 6 その他、顧問に関する運用については、理事会において別に定める。

(参与)

- 第 38 条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の参与を置くことができる。
- 2 参与は、理事長の諮問に応じ、専門知識及び経験を生かし、理事会とともに業務の運営に関する実務に携わる。
  - 3 参与は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
  - 4 参与の任期は、理事長の任期による。
  - 5 参与には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
  - 6 その他、参与に関する運用については、理事会において別に定める。

## 第7章 理 事 会

(構成)

- 第 39 条 当法人に理事会を置く
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 40 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解任
  - (4) 最高顧問の解任

(招集)

- 第 41 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位で理事長が招集する。
  - 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面又は電磁的方法をもって、招集の通知を発するものとする。緊急

合には、これを短縮することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位の副理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 43 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第21条第4項の規定による報告には適用しない。

(議 事 録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事が議事録に署名又は記名押印のうえ、これを保存する。
- 3 理事長が理事会に出席できない場合は、出席理事及び監事が、議事録に署名又は記名押印のうえ、これを保存する。

(理事会への意見申述)

第 46 条 理事長が必要と認めた会員又は参考人は、理事会の決議を経て、理事会に出席して理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の種類別)

第 47 条 当法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産とは、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。



(基本財産の維持及び処分)

第 48 条 当法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の賛成、及び社員総会において総社員の半数以上の出席であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することを要する。

(経費の支弁)

第 49 条 当法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 50 条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、社員総会開催の2か月前までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、及び支出をすることができる。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第 53 条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還す

る短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第 54 条 第48条第 2 項及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び社員総会の決議を経なければならない。

## 第 9 章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 56 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 57 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 10 章 事 務 局

(事務局の設置等)

第 58 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 重要な職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 当法人の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

## 第 12 章 補 則

(規則等への委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施のために必要な規則は、理事会又は社員総会の決議により別に定める。また、規則を実施するための細則等は、理事会が別に定めるものとする。

(WEB会議)

第 61 条 当法人の総会、理事会等の会議について、オンラインシステムを用いたハイブリット形式、WEB形式を用いることができる。その場合は、定款16条、17条の規定に基づいて会議の日時を規定の日数で通知し、理事長が招集する。

## 第13章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 62 条 設立時社員の住所及び名称は、次のとおりである。

住 所  
設立時社員 齋藤 義郎

住 所  
設立時社員 鹿子生健一

住 所  
設立時社員 小林 博

住 所  
設立時社員 河野 雅行

住 所  
設立時社員 猿木 和久

住 所  
設立時社員 小玉 弘之

住 所  
設立時社員 松本 光司

住 所  
設立時社員 鈴木 伸和

住 所  
設立時社員 本間 博



住 所  
設立時社員 大場 正二

住 所  
設立時社員 長島 徹

住 所  
設立時社員 小川 郁男

住 所  
設立時社員 前田津紀夫

住 所  
設立時社員 西城 英郎

住 所  
設立時社員 市橋 研一

住 所  
設立時社員 木村 丹

住 所  
設立時社員 平尾 健

住 所  
設立時社員 正木 康史

住 所  
設立時社員 森 俊明

住 所  
設立時社員 長谷川 宏

住 所  
設立時社員 松原 三郎

住 所  
設立時社員 井上 隆

住 所  
設立時社員 原 速

(設立時の役員)

第 63 条 当法人の設立時理事、監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	齋藤 義郎
設立時理事	鹿子生健一
設立時理事	小林 博
設立時理事	河野 雅行
設立時理事	猿木 和久
設立時理事	小玉 弘之
設立時理事	松本 光司
設立時理事	鈴木 伸和
設立時理事	本間 博
設立時理事	大場 正二
設立時理事	長島 徹
設立時理事	小川 郁男
設立時理事	前田津紀夫
設立時理事	西城 英郎
設立時理事	市橋 研一
設立時理事	木村 丹
設立時理事	平尾 健
設立時理事	正木 康史
設立時理事	森 俊明
設立時理事	長谷川 宏
設立時理事	松原 三郎
設立時理事	井上 隆
設立時理事	原 速
設立時監事	枝國源一郎
設立時監事	吉賀 攝
設立時代表理事	齋藤 義郎

(最初の事業年度)

第 64 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 3 月 31 までとする。

(設立時定款の施行日)

第 65 条 当法人は、昭和63年 2 月16日に創立された任意団体である全国有床診療所連絡協議会が一般社団法人全国有床診療所協議会として法人格を取得するものであり、